解散公告（第一回）

当法人は、寄附行為で定めた存続期間の満了により、平成二十五年十二月一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十日

東京都港区六本木一丁目七番二七号
財団法人日本メディック・アラート国際協会
清算人　小川　進吾

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十一月三十日存続期間満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十日

静岡県榛原郡吉田町片岡七四三番地の一
財団法人養鰻振興基金のぼり会
清算人　田中　康則

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十二月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十日

京都市下京区河原町通五条上る西橋詰町七四三番地　シャリマー河原町六階
財団法人京都スポーツ振興会
代表清算人　山本　浩三

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年十一月二十八日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十日

兵庫県尼崎市久々知一丁目四番三八号
財団法人近松記念館
代表清算人　安田　征伍

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十二月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十日

兵庫県姫路市書写一七七二番地の一
財団法人平井育英会
代表清算人　秋田　剛

解散公告（第一回）

当社は、平成二十五年三月五日開催の定例議会の決議により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十日

鳥取県西伯郡伯耆町吉長三七番地三
伯耆町土地開発公社
代表清算人　住田　圭成

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十一月三十日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十日

山口県下関市豊北町大字田耕四三三二番地
財団法人田耕厚生会
清算人　林　勘一

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十日

福岡県朝倉市甘木一九八番地一
財団法人福井育英会
代表清算人　三浦　良一

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年十月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十日

佐賀県唐津市原一一一六番地
財団法人松浦河畔開発公社
清算人　世戸　政明

解散公告（第一回）

当法人は、寄附行為第二十九条の規定による存続期間の満了により、平成二十五年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十日

長崎県東彼杵郡川棚町石木郷一九五番地一
財団法人石木ダム地域振興対策基金
代表清算人　石塚　孝

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十五年十二月四日開催の臨時大会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十日

長崎県長崎市飽の浦町一番六一号
全国一般労働組合長崎地方本部長崎連帯支部
清算人　城尾　和孝

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十五年十二月四日開催の臨時大会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十日

長崎県長崎市飽の浦町一番六一号
全国一般労働組合長崎地方本部長崎連帯支部長崎造船分会
清算人　吉川　幸雄

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十一月二十五日開催の社員総会の決議により平成二十五年十一月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十日

北海道久遠郡せたな町北檜山区徳島八番地一
社団法人北部檜山医師会
代表清算人　本郷　友徳

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十日

仙台市青葉区支倉町二番四八号
財団法人宮城県建設業育英基金
代表清算人　西村　博英

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十月三十一日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十日

秋田県大館市川口字稲荷堂岱一五番地一
社団法人大館市芸術文化連盟
代表清算人　虻川　久崇

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十二月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十日

山形市小白川町二丁目三番三一号
財団法人山形県総合社会福祉センター
代表清算人　永澤　孝

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十五年十二月二日付で埼玉県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十日

埼玉県深谷市畠山一五七九番地
清算法人黒野谷土地改良区
清算人代表　吉田　富男